

質問第一九一号

緊急事態宣言下の安倍総理の答弁拒否の暴挙に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年六月十七日

小 西 洋 之

参議院議長 山東昭子 殿



緊急事態宣言下の安倍総理の答弁拒否の暴挙に関する質問主意書

一 新型コロナウイルス感染症に係る第一次補正予算審議において、安倍総理は衆参の予算委員会での〔再三〕にわたる本年五月六日以降の緊急事態宣言の延長の意思の有無等に関する質疑に対し、一貫して具体的な内容のある答弁をしなかつたにもかかわらず、参議院の予算委員会採決の直後に首相官邸において自民党二階幹事長に延長の意思を表明するとともに、当該補正予算が上程される参議院本会議が開会される以前に国会に対して何の弁明もしていないことは、国会の行政監視機能及び行政監督機能を否定する、すなわち、議院内閣制のあり方そのものを否定する暴挙ではないか。安倍総理及び政府の見解を示されたい。

二 安倍総理において、予算委員会審議において緊急事態宣言の延長の意思の有無等について答弁をしなかつた理由について示されたい。政府の緊急事態宣言下の取組の不足等を質疑されるのを回避するという自己中心的かつ国民無視の理由によるためではなかつたのか。

右質問する。